91	リバーロキサバン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年９月24日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	050180xx97xx0x
92	スクロオキシ水酸化鉄（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	110280xx991x0x
93	ルストロンボパグ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号
94	バンデタニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100020xx97x1xx
		100020xx99x1xx
95	オムビタスビル水和物／パリタプレビル水和物／リトナビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	060295xx97x0xx
		060295xx97x1xx
		060295xx99x0xx
		060295xx99x1xx
96	レベチラセタム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	010230xx97x00x
		010230xx99x00x
		010230xx99x01x
97	リュープロレリン酢酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	090010xx01x3xx
		090010xx02x3xx
		090010xx03x2xx
		090010xx03x3xx
		090010xx04xxxx
		090010xx99x2xx
		090010xx99x30x
		110080xx01x1xx
		110080xx02x1xx
		110080xx9902xx
		110080xx9903xx
98	トラベクテジン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号
99	ペンテトレオチド、塩化インジウム（^{111}Ｉｎ）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号

○厚生労働省告示第四百五十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第２に次のように加える。

1970　単回使用電動剥離器

1971　生体信号反応式運動機能改善装置

○厚生労働省告示第四百五十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

1206　生体信号反応式運動機能改善装置

○厚生労働省告示第四百五十四号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十四年厚生労働省告示第三百五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月二十五日から適用する。

平成二十七年十一月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第１中「平成16年４月閣議決定」の下に「。平成20年４月及び平成21年９月一部変更。」を加える。

第２の５の⑸中「平成15年政令第507号」の下に「。以下「施行令」という。」を加える。

第５の１に後段として次のように加える。

また、事業者が第三者からの提供（法第23条第１項各号に掲げる場合並びに雇用管理情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、雇用管理情報を提供する場合を除く。）により、雇用管理情報（施行令第２条第２号に規定するものから取得した雇用管理情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法の遵守状況（例えば、オプトアウト、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表していることなど）を確認し、雇用管理情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に雇用管理情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はこれに代わる合理的な方法により、当該雇用管理情報の取得方法等を確認した上で、当該雇用管理情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましい。

第６の２の本文中「事業の」の下に「規模及び」を加え、「及び個人データ」を「並びに個人データ」に改め、同２の⑷中「平成16年厚生労働省・経済産業省告示第４号」を「平成26年厚生労働省・経済産業省告示第４号」に改め、同２に次のように加える。

⑸　その他、特に、事業者の内部又は外部からの不正行為による個人データの漏えい等を防止するための手法として、次のような措置を講ずることが望ましい。

①　責任の所在の明確化のための措置を講ずること。

②　新たなリスクに対応するための安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた監査実施体制を整備すること。

③　漏えい等に早期に対処するための体制を整備すること。